

令和6年度 福岡市立城南市民センターの管理運営に対する評価について

1 施設概要

- (1) 施設名 福岡市立城南市民センター
- (2) 所在地 福岡市城南区片江5丁目3番25号
- (3) 施設内容 延床面積4,043㎡(鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階建て)  
ホール(500席)、第1・2・3会議室、第1・2和室、実習室、音楽室、視聴覚室、託児室
- (4) 開館年月日 昭和59年8月1日

(5) 施設の役割 市民の教育、文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域の連帯意識の高揚に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、市民センターを設置する。(福岡市立市民センター条例より抜粋)

2 指定管理者

- (1) 指定管理者 九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV  
代表企業 株式会社 九電ビジネスフロント  
構成員 九州メンテナンス株式会社 の共同事業体
- (2) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)

3 評価方法について

指定管理者から提出された令和6年度事業報告書、自己評価シート及び収支決算書等の確認、実地調査及び指定管理者へのヒアリング等を実施し評価を行った。

※評価のポイント

区分	評価項目
管理体制	①本部と現地の管理体制 ②人員配置(労働条件モニタリング含) ③人材の育成計画・研修 ④法令等遵守 ⑤危機管理・安全対策 ⑥個人情報保護 ⑦経理事務 ⑧収支状況 ⑨指導等の対応
運営管理	①利用者に対するサービスの質の確保及び向上 ②苦情対応 ③使用料の徴収・収納 ④警備 ⑤効果的な集客対策 ⑥指定管理者企画事業の取組 ⑦地域や関係団体とのかかわり方 ⑧暴力団排除
維持管理	①建物や設備の法定点検・保全等 ②施設・付帯設備 ③清掃 ④再委託 ⑤緊急修繕 ⑥備品の管理 ⑦環境への配慮

4 総合評価及び所見

(1) 総合評価	C
(2) 所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の大学や企業・団体、区との連携による事業の充実が図られている。</li> <li>○市民ニーズや施設の状況を踏まえ、必要な対応策についての検討・実施が迅速に行われている。</li> <li>○市への迅速な報告・相談や、本部責任者による一元管理により、市との連絡調整が円滑に進められている。</li> <li>○使用料の徴収・収納事務について、引き続き適正な取扱いに努められたい。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>A 十分な成果が認められる。業務に対し、積極的な工夫・改善の取組みが行われている。</li> <li>B 成果が認められる。業務に対し、工夫・改善に取り組む姿勢が見られる。</li> <li>C 標準的な業務の水準であり、概ね成果が認められる。現在の取組みにおいて、さらに工夫できる余地がある。</li> <li>D 業務に対し、改善すべき事項が見られる。</li> <li>E 業務の基準を満たしておらず、すみやかな改善が必要である。業務に問題があり、早期対応が必要である。</li> </ul>
--